

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。
計画の骨格	(3) 計画の体系 <pre> graph LR A[基本理念 生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち] --> B[基本目標] B --> C[実施目標] C --> D[施策の方向] B1[1 地域で安心して暮らせるまちづくり] --> C1[(1) 地域で支え合う共生社会の実現] B1 --> C2[(2) 相互理解と交流の促進] B2[2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり] --> C3[(3) 包括的相談支援体制の構築] B2 --> C4[(4) 障がい児支援体制の確保] B3[3 自立した生活のできる体制づくり] --> C5[(5) 雇用・就業機会の確保と拡大] B3 --> C6[(6) 自立生活のための環境整備] C1 --> D1[①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発] C2 --> D2[①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進] C3 --> D3[①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援] C4 --> D4[①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実] C5 --> D5[①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援] C6 --> D6[①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)] </pre>

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・障がい者(児)やその家族等からの相談に応じた情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、対象者の自立につながる支援を行った。 ・「障害者総合相談支援センターあい」の相談業務を令和7年度から、委託先を1法人(専従1名)に変更するとともに、配置場所もあいあい2階から1階の障がい者支援グループ内へと変更し、連携を強化した。 ・地域まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市職員と総合相談支援センター職員が講師として参加し、障がい者への理解、相談窓口の啓発につなげた。地域自立支援協議会を2回開催し、市内の実状について情報共有を図った。
成果	・「障害者総合相談支援センターあい」の変更で担当者が専従となり、相談件数カウント方法の統一化を図ることができた。また、窓口の統一により、市に配置している基幹相談員との連携がより強化され、安定した障がい福祉サービスの提供ができた。 ・地域自立支援協議会の中で、個別の支援体制について実例を紹介し、それぞれの立場からの意見を聞くことができた。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場として精神保健担当者連絡会を年6回開催し、顔の見える関係づくりを進めた。
総合計画推進への寄与度	障がいのある人の自立生活に向け、「障害者総合相談支援センターあい」や計画相談支援事業所による相談支援や、就労選択支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供のほか、就労のマッチングに向けハローワークによる就職面接会を市内で開催したことにより、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与した。

反省点・課題	障がい者を取り巻く相談は、個人にとどまらず世帯全体の支援が必要なケースがあることは年々顕著である。障がい福祉サービス利用者が年々増加傾向にあるため、制度理解の促進と持続可能な提供体制を維持する必要がある。総合的・専門的な支援体制の構築に向け、重層的相談体制支援事業との連携も更に進めたい。
--------	---

今後の方向性	地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取り組みや、基幹相談支援センター、障がい者総合相談支援センターの効果的な配置となるよう関係者等との連携を進めていく。自立支援については、計画相談事業所職員の協力が不可欠であり、定期的な連絡会等の機会を活用し連携を強化していく。
--------	---

「第2次亀山市障がい者福祉計画」に係る取組実績(令和7年4月～令和8年3月)

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり										
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23～30)										
①障がいと障がいのある人への理解の促進										
	(1)-①-1	障がいの有無によって分け隔てられることがないよう、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。		1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・障がい者差別解消支援の取組み(障がい者支援G) ・ヒューマンフェスタin亀山(文化・人権グループ) ・あいあいまつり(福祉総務G)	第21回ヒューマンフェスタin亀山を、参加者が人権が尊重される社会に向けて考えるきっかけとなる機会にできるように、「障がい者の人権」をはじめ、さまざまな人権課題についてについて、当事者から思いを聞き、参加者同士が交流する機会を設定する。(人権・ダイバーシティG) あいあい祭りの開催について、周年開催(3年おき、5年おきなど)とするのか、他の行事と連携開催とするのか、令和7年度中に明確な方向性を出すようにする。(福祉総務G)	(文化・人権G)12月5日に第21回ヒューマンフェスタin亀山を開催し、「ぼっかぼかの会」をはじめとする人権に関わる12の市民活動団体によるブース出展を行った。また、全体会では、亀山高等学校フロンティアクラブより、校内の設備環境をもとにユニバーサルデザインやバリアフリーについて学習した内容の発表があり、参加者との意見交流を実施した。これらの取組を通じて、共生社会の理念や福祉意識の向上に向けた啓発の機会を創出することができた。(第21回ヒューマンフェスタin亀山参加者:283名) (福祉総務G)どのような規模、形であれば実現できるか、課内で検討するに留まった。	(文化・人権G)参加者とともに意見交流する場を設定したことで、共生社会の理念や福祉意識の向上に向けた啓発の機会とすることができた。一方で、当事者の声を直接聞くことができる機会のさらなる充実が課題である。今後は、当事者の声を直接聞くことができる場の設定を一層充実させるとともに、ヒューマンフェスタin亀山を通して、誰もが自分らしく前向きに生活できるよう、開催形式を工夫しながら継続的に実施していく必要がある。 (福祉総務G)テーマ・出展規模に課題がある。	(文化・人権G)第22回ヒューマンフェスタin亀山にむけて、人権が尊重される社会に向けて考えるきっかけとなる機会にできるよう、「障がい者の人権」をはじめ、さまざまな人権課題について、当事者から意見を聞き、参加者同士が交流できる場を設けるだけでなく、市民が自発的に意見やアイデアを出しあえる仕組みを取り入れていく。 (福祉総務G)1か月で方針を出せるようにする。	
	(1)-①-2			2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・障がい福祉に係る広報事業(障がい者支援G)	既に作成しているサービスの案内や案内が作成できていないサービスについて、現状にあった内容に修正・加筆していく。	窓口で提供する案内文書や資料など現状に合わせて修正しながら使用している。鈴鹿市が作成する「働くことによるこそ」に協力し、市内事業所の概要等を紹介できるようにした。	冊子自体が徐々に浸透しており有効に利用されている。事業所の新設、廃止などもあり定期的な見直し、作成は必要である。	同圏域である鈴鹿市職員とも連携し今後も継続して作成していく。	
②ボランティア活動の推進										
	(1)-②-1	住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。		1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。	・ボランティアセンター事業(福祉総務G)	「ぶらっと」を設置し、市民活動支援とボランティアセンター機能を集約することで、活動の活性化や支援の充実に繋げていく。	(福祉総務G)令和7年4月に亀山市が行う市民活動支援と社会福祉協議会が運用するボランティアセンター業務を集約した「亀山市市民活動・ボランティアセンター(ぶらっと)」を市民協働センター「みらい」に設置した。	(福祉総務G)ボランティアセンターへの登録者数が減少している。	(福祉総務G)「ぶらっと」を設置し、市民活動支援とボランティアセンター機能を集約することで、活動の活性化や支援の充実に繋げていく。	
	(1)-②-2			2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っているよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。	・団体活動支援、援助(障がい者支援G)	当事者、家族や支援者等が有機的につながる仕組みができないか、各団体等との関係作りから始めていく。	市の協働事業として採択された「亀山親なきあとを考える会つむぐ」とともに8年度からすすめる障がい者サポーター養成講座の準備を進めた。	市の協働事業として採択され8年度から進めることとなった。継続的な開催ができるよう団体との協議を重ね、ネットワークを広げていきたい。	初年度は協働事業として滑ぎ出し、9年度以降は定期継続できるよう団体の自主的な活動を支えていく。	
	(1)-②-3			3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・見守り活動支援事業(民生委員・児童委員、小地域ネットワーク(福祉委員))(福祉総務G) ・地域包括支援事業(認知症サポーター養成講座)、老人クラブ事業助成金(高齢者支援G) ・青少年総合支援センター事業(社会教育G)	地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会などを社会福祉大会などで開催していく。(福祉総務G) 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G) ・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・単位老人クラブが減少しないよう可能な支援・助言等を行う。(高齢者支援G)	(福祉総務G)社会福祉大会では防災関係の講演を行った。 (社会教育・スポーツG)青少年総合支援センターには、青色防犯パトロール車による地域見回り・声かけを行った。また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 (地域包括連携G)福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を22回開催したことで、認知症に関する知識を深め、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「応援者」となるサポーターを596人養成した。 ・単位老人クラブの20クラブに対して、事業助成金を交付し活動を支援したこと、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりを推進した。	(福祉総務G)民生委員・児童委員等が、地域で相談を受け止め、市と社会福祉協議会につながる体制づくりについて、継続的な周知が必要である。 (社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 (地域包括連携G)認知症サポーター養成講座について、福祉委員等の特定の方だけでなく、身近に認知症の親族等がない人など、受講者を広げる必要がある。 ・単位老人クラブは組織数が年々減少しているため、老人クラブへの支援を通して、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりが困難になってきている。	(福祉総務G)地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会などを社会福祉大会などで開催していく。 (社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 (地域包括連携G)地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等を対象とした受講機会を設ける。 ・単位老人クラブが減少しないよう可能な支援・助言等を行う。	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			③ひきこもり状態にある人への支援の推進							
			(1)~③-1	精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われているとともに、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。	1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくするため、精神 障がい 等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神障がいに係る周知(障がい者支援G)	6年度から事業所に対しても義務化された合理的配慮など生活の中にある身近な課題を窓口や行事、日頃のケースワークなどを通じて今後も啓発していきたい。	窓口などで有効に利用できる手話や筆談のほかタブレット利用について案内を行った。 雇用対策協議会総会の中で、合理的配慮について資料配付とともに説明を行った。	タブレット以外でも手話通訳士の出勤日に来所する市民も増えてきている。様々な方法で対応できるよう工夫を続けていく必要はある。	タブレットの有用性を職員全体で共有し、よりスムーズな利用を目指す。
			(1)~③-2		2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくするため、精神 障がい 等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・民生委員児童委員活動支援事業(福祉総務G) ・青少年自立支援事業(社会教育G)	オンライン居場所とひきこもり相談窓口の開設を周知する。(福祉総務G) 個別のケースについて適切な支援が届くように、より連携を強化する必要がある。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(福祉総務G)対面を要しないオンライン居場所の試行運営を行い、令和7年4月からオンライン居場所の本格運用を開始し、あいあいひきこもり相談窓口を設置した。 (社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	(福祉総務G)義務教育以降の不登校やひきこもりの人への周知に課題がある。 (社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	(福祉総務G)オンライン居場所とひきこもり相談窓口の開設を周知する。 (社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			(1)~③-3		3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組みます。	・地域活動支援センター基礎的事業(障がい者支援G) ・青少年自立支援事業(社会教育G)	今後も継続して周知する。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(障がい者支援G)地域活動支援センターの創設については、まだ具体化できておらず他市の状況調査にとどまった。 (社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	(障がい者支援G)具体化に向け先進地の視察や進めてきた経緯、現状について把握する必要がある。 (社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	(障がい者支援G)年度早々に視察にむけた準備とグループ内での検討を進めていく。 (社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			(1)~③-4		4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化するよう家族会等と連携した支援に取り組みます。	・青少年自立支援事業(社会教育G)	今後も継続して周知する。 青少年総合支援センターと関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	(社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	(社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			④虐待防止の啓発							
			(1)~④-1	虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。	1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G・高齢者支援G) ・相談窓口周知(障がい者支援G)	地域自立支援協議会等でまとめて協議するなど、より合理的かつ効果的な仕組みを考えたい。	(障がい者支援G)10月、鈴鹿市、障がい者総合相談支援センターあいとともに各連絡会対象に虐待防止に関する研修会を開催した。県担当課とともに案件のあった施設等の改善計画に伴うモニタリングを行った。	(障がい者支援G)相談窓口としての更に啓発をしていく必要がある。	(障がい者支援G)鈴鹿市等との各連絡会等での虐待に関する研修や情報提供を継続していく。
			(1)~④-2		2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組みます。	・ヒューマンフェスタin 亀山、街頭啓発、人権擁護委員活動(文化・人権G)	引き続き、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む。	(文化・人権G)広報亀山「考えよう！共生」の連載、第21回ヒューマンフェスタin 亀山の開催、人権ポスターの募集、人権擁護委員による人権相談等を実施し、人権啓発と身近で利用しやすい相談窓口の周知及び機能の充実に努めた。また、6月及び12月には、人権擁護委員及び鈴鹿地域防災事務所職員と連携し、市内4か所において啓発物品の配布を行った。	(文化・人権G)引き続き、支援が必要な人の声を受け止めるため、様々な情報媒体を活用して人権相談の周知を行うとともに、広報紙やヒューマンフェスタin 亀山の開催、人権ポスターの募集等を通じた啓発に取り組むなど、あらゆる機会や手段を活用し、人権意識の向上に向けた取組を推進していく必要がある。	(文化・人権G)引き続き、様々な情報媒体を活用して人権相談の周知を行うとともに、広報紙やヒューマンフェスタin 亀山の開催、人権ポスターの募集等を通じた啓発に取り組むなど、あらゆる機会や手段を活用し、人権意識の向上に向けた取組を推進していく。
			(1)~④-3		3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組めます。	・障害者総合相談支援事業(研修会実施)(障がい者支援G)	機会があるごとに、虐待防止について情報提供し、新しく始まる施設ごとの地域連携推進会議などの出席時にも啓発を行いたい。	(障がい者支援G)10月、鈴鹿市、障がい者総合相談支援センターあいとともに各連絡会対象に虐待防止に関する研修会を開催した。県担当課とともに案件のあった施設等の改善計画に伴うモニタリングを行った。	(障がい者支援G)日々の業務の中で知らず知らずのうちに虐待行為がされている恐れがあることから、定期的に研修の機会等を考えていく必要がある。	(障がい者支援G)鈴鹿市等との各連絡会等での虐待に関する研修や情報提供を継続していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36)										
①障がい者差別解消に向けた取組の推進										
	(2)-①-1	さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がいを理由とする差別の解消の推進が進んでいます。		1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・障がい者差別解消支援の取組み(障がい者支援G)	市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえるよう啓発を行う。	(障がい者支援G) 5月、雇用対策協議会総会に出席し、合理的配慮が義務化されたことについて情報提供した。また、福祉委員対象の研修会においても合理的配慮について触れた。 成人の集いにおいて障がいに関するマークを複数印刷した携帯用カイロを配布した。 (文化・人権G)人権出前講座を、企業・地域・学校・各種団体などを対象に9回実施(のべ参加者438人)した。講座の内容に、障害者差別解消法を含む差別解消三法について概要を説明することで、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について啓発を行った。	(障がい者支援G) 障害者差別の防止や合理的配慮については継続して啓発をしていく必要がある。 (文化・人権G)引き続き、人権出前講座を様々な団体等を対象に行うことにより、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の理解を得るべく、社会モデルについての啓発を行う必要がある。	(障がい者支援G) 成人の集いやヒューマンフェスタなどの機会を利用し、啓発を行っていく。 (文化・人権G)市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえるよう啓発を行う。	
	(2)-①-2			2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。	・障害者差別解消支援検討部会(障がい者支援G)	今後も継続する。	(文化・人権G) 人権出前講座で、合理的配慮や福祉モデル等の説明を行い、9回で438名に対して障害者差別解消の内容も含め、講座を実施している。 4月2日には、新規採用職員研修でも障害者差別解消法等内容等について講義している。	(文化・人権G) 学校や依頼のあった団体等、限られた範囲になるので、広がりのある啓発の必要性がある。	(文化・人権G) 8年度も同様に事業を行っていく。	
	(2)-①-3			3 職員対応要領の研修 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。	・亀山市職員対応要領に基づく研修、啓発等(人事給与G)	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。	(人事給与G)新規採用職員は、障害者差別解消法に関する研修を受講した。また、三重県市町総合事務組合の実施する福祉体験研修に参加し、障がい者への接し方等を学習した。		(人事給与G)障害者差別解消法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を継続して行っていく。	
②スポーツ・文化芸術活動等の推進										
	(2)-②-1	情報発信や環境整備をすることにより、障がいの有無に関わらず、スポーツ・文化芸術活動等において、あらゆる人が参加しています。		1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるよう環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	・障がい者のスポーツ参加の推進(障がい者支援G)	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。	(障がい者支援G) スポーツイベントの啓発依頼に応じ、窓口等で開催についての啓発を行った。名古屋市のプロレス団体から依頼のあったイベント開催について各事業所へメールにて情報提供した。激励金の対象となる方はおられなかった。	(障がい者支援G) 窓口での啓発や掲示のほかにはできる対応を工夫していきたい。	(障がい者支援G) 各連絡会の資料提供時等にメール添付するなどできるだけ多くの人の目に触れるよう工夫していく。	
	(2)-②-2			2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表 することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	・障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等) (文化・人権G) ・障害者週間広報(市広報、行政情報番組)を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信(障がい者支援G)	障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう様々な媒体を活用して情報発信していく。(文化創造G)	(文化・人権G)「つくりの家」や「サクラスクラ」などの障害者支援施設を含む24の福祉施設への、市美術展募集要綱の送付や市公式ホームページやケーブルテレビの文字情報を活用した情報発信を継続して行った。 また、令和7年度は、市美術展において出品者等の関係者が友人・知人に配布できるような「はがきサイズPRカード」を作成するなど、新たな手段での情報発信も行った。	(文化・人権G)引き続き、効果的な情報発信の方法を検討し続ける必要がある。	(文化・人権G)障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう様々な媒体を活用して情報発信していく。	
	(2)-②-3			3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	・障害者週間広報(市広報、行政情報番組)を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信(障がい者支援G) ・わかりやすい情報発信のため、文化芸術に関する情報の一元化等についての検討(文化創造G)	三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集をするとともに、情報内容について関連部署間で情報共有する。(スポーツ推進G) 募集要項やチラシ・ポスター等を市の文化芸術活動の拠点である文化会館に設置する等の紙媒体での情報発信や、ホームページやLINE等のウェブ媒体での情報発信など、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。(文化創造G)	(文化・人権G)市美術展においては、市文化会館への募集要項等の設置、過去3年の出品者や福祉施設等への募集要項の送付、広報紙への掲載、ポスターの掲示、市内コミュニティセンター等への案内の送付など、紙媒体での情報発信に加え、市公式ホームページ・市公式フェイスブック・市公式LINEを活用し、より多くの方へ向けた情報発信を行った。	(文化・人権G)引き続き、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく必要がある。	(文化・人権G)募集要項やチラシ・ポスター等を市の文化芸術活動の拠点である文化会館に設置する等の紙媒体での情報発信や、ホームページ等のウェブ媒体での情報発信など、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。	

実施 本 目 標		取組 方 向		めざす姿		取組 番 号		取組内容		関連する事務事業		令和7年度以降の方向性		令和7年度の実績・成果		反省点・課題		今後の方向性			
③福祉教育の推進																					
				(2)-③-1				さまざまな人が、互いに理解し合 って暮らしていく「共生社会の 実現」に向けた意識が高くなっ ています。		1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による 福祉教育推進事業の活用や市民団体との 活動等、地域交流や体験学習などを通 じて、児童・生徒の障がい・障がい者 理解を深めます。		・福祉協力校事業、福祉 教育推進事業(福祉体験 活動)(教育研究G)		継続的にゲストティーチャーとして支援してもらうように、 各校研修担当者等で紹介していく。		(研究推進G)複数の学校で、「総合的な 学習の時間」等の学習で、地域の方やゲ ストティーチャーを招き、福祉体験など を行い、障がいへの理解を深めた。		(研究推進G)学習内容や学習の機会を 設定しても、地域の方やゲストティー チャーを見つけれないなどの課題があ る。		(研究推進G)研修担当者等会で意見交 流し、ゲストティーチャー等情報共有し、 活用できるようにする。 また、社会福祉協議会と協働した福祉教 育も継続していく。	
				(2)-③-2				2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を 理解し、障がいのある人となない人の交流が深ま るよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設 けます。		・公民館講座(福祉講座 充実) ・地域の学び推進事業(社 会教育G)		今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、 障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人 の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。		(社会教育・スポーツG)公民館講座にお いて「手話講座」を実施し、障がい者に対 する理解が深められるような学びの機会 を設けた		(社会教育・スポーツG)障がい者に対す る理解に対して間接的に関連のあるテ マの講座内容になっているため、各団体 や行政関連部署と連携しながら内容を 検討する必要がある。		(社会教育・スポーツG)今後も各団体や 関係課などと講座内容を調整のうえ、障 がい者に対する理解及び障がいのある 人となない人の交流が深められる学びの機 会の創出を図っていく。			
				(2)-③-3				3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学 校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、 子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を 育みながら成長できるよう、地域と連携した福 祉体験活動の機会を設定します。		・特別支援学級の作品展 (教育研究G)		特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共 同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。		(研究推進G)特別支援学校と地域の学 校が学校間交流を行い、特別支援学校 の児童生徒が地域の学校で共同学習を 行った。 特別支援教育振興会の主催で特別支 援学級の児童生徒が作成した作品を公 開した。		(研究推進G)特別支援学校との交流・共 同学習は、特別支援学校からの依頼に 応じて、今後も進めていく必要がある。		(研究推進G)特別支援学校、三重県教 育委員会と連携し、交流・共同学習をよ り一層進めることのできる体制を整備す る。			
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり																					
(1)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37～44)																					
①早期発見・早期治療の推進																					
				(1)-①-1				保健・医療・福祉が相互に連携 した保健活動が活発に行われる ことにより、市民の健康が保たれ ています。		1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握で きない家庭などについては、その実態把握に 努めるとともに、支援が必要 な子どもや保護 者 には、関 係部署と連携したフォローを行 います。		・乳幼児健康診査(母子 保健G)		引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧 奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部 署(機関)と連携し、フォローを行っていく。(母子保健G)		(母子保健G)・乳幼児健康診査の未受 診者について積極的に電話や家庭訪問 を行い実態把握を行った。また、支援が 必要な乳幼児とその保護者に関して、関 係部署と連携し、フォローを行った。		(母子保健G)母子手帳発行時や各種教 室等で乳幼児健診について周知し、受診 時期に案内を送付している。しかし、少数 ではあるが未受診者がいることが課題で ある。		(母子保健G)引き続き、未受診のケー スの実態把握に努め、受診勧奨を行うと ともに、支援の介入が必要な家庭には関 係部署(機関)と連携し、フォローを行っ ていく。	
				(1)-①-2				2 発達に気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の 確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、 子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関 係各室・機関が互いに連携を図りながら対応 できる支援体制の強化を図ります。		・療育相談事業		相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児 童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を 継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、 児童発達支援センター等関係機関との連携を密に行 い、支援体制の強化に取り組む。		(子ども支援G)相談者のニーズに対応で きよう、心理・教育・保育等の専門ス タッフが相談を受け、保健・福祉・医療・ 教育等の関係機関と連携し必要な支援 を行った。		(子ども支援G)相談者のニーズに対応で きる体制のさらなる充実を図る。		(子ども支援G)相談者のニーズを的確に 捉え、発達に配慮が必要な児童の早期 発見・早期支援と児童虐待の未然防止 の対応を継続して行うとともに、きめ細 やかな対応ができるよう関係機関との連携 を密に行い、支援体制の強化に取り組 む。			
②総合相談窓口の設置																					
				(1)-②-1				多様で複合的な悩みや困りごと に「丸ごと」対応できる相談体制 が確立されています。		1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの 垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合 相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねな がら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。		・総合保健福祉センターの 機能見直し(福祉総務G) ・地域における居場所づく りに関する検討(福祉総務 G) ・相談支援のあり方検討 (障がい者支援G)		ひきこもり相談窓口の開設を周知する。(福祉総務G) 地域包括支援センターのさらなる周知啓発を図ること で、様々なケースが相談につながり、必要な支援(CSW 等)につなげていく。(高齢者支援G) 現担当者や支援者等との定期的な協議を繰り返し行 い、お互いの役割を整理、また市民に対しても徐々に説 明、窓口の啓発を行っていく。		(福祉総務G)あいあいひきこもり相談 窓口を設置した。 (地域包括連携G)高齢者の総合的な相 談窓口である、地域型地域包括支援セ ンター2カ所と基幹型地域包括支援セ ンター1カ所について、地域住民への周知 啓発を行った。 高齢者相談にとどまらないケースにつ いては、CSWに繋ぐなどの対応をした。 (障がい者支援G) 総合相談支援センターあいの委託法人 を変更し相談窓口を障がい者支援Gと一 体化した。		(福祉総務G)義務教育以降の不登校や ひきこもりの人への周知に課題がある。 (地域包括連携G)地域包括支援セン ターのさらなる周知啓発を図る必要があ る。 (障がい者支援G) ケースの共有等スムーズになったが窓口 や役割の啓発としてできることはまだあ る。		(福祉総務G)ひきこもり相談窓口の開 設を周知する。 (地域包括連携G)庁内関係部署の連携 強化とともに、地域包括支援センターの さらなる周知啓発を図り、各ケースに応じた 必要な支援機関(CSW等)に繋げる。 (障がい者支援G) 相談しやすい窓口となるよう啓発を進め ていく。	
				(1)-②-2				2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化 するとともに、「ここに行けば分かる」等、分か りやすい提供方法を確立します。		・HP、広報等による・障がい 福祉サービス等に関する 情報提供 ・相談支援のあり方検討 (障がい者支援G)		制度の改正や社会状況に合わせ、内容を修正・改編し ていく。		(障がい者支援G) サービスに関する手引き等を状況に合 わせて修正し、必要な方に対して配付 した。		情報が多岐にわたる、また丁寧な内容に するがゆえに情報量が増えてしまうジレン マもあるが適宜、整理をしていく必要があ る。		(障がい者支援G) 制度の改正や社会状況に合わせ、内容 を修正・改編していく。			

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)~②-3		3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。	・相談支援のあり方検討（基幹支援相談のコーディネート機能等） （障がいの者支援G）	まずは相談を受けることを役割とし、必要な支援者につながるよう情報共有を図るなど、それぞれの役割を整理し共有していく必要がある。	（障がいの者支援G） 委託法人、担当者が変更したことによる市民等から心配もいただいたが、引継ぎを丁寧に行い順調に移行できた。窓口を1階に変更したこと比以前より認知された。転送電話の活用により、以前よりタイムリーな対応ができています。	（障がいの者支援G） 更に役割や窓口の啓発が啓発されるよう工夫していく。	（障がいの者支援G） 更に役割や窓口の啓発が進むよう色々な媒体を使用し発信していく。
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築										
			(1)~③-1	地域包括ケアシステム（保健・医療・福祉の総合的なしくみ）により、シームレス（切れ目のない）ケアが行われています。	1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。	・障害者総合相談支援事業（精神保健担当者連絡会） ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築（障がいの者支援G） ・地域包括ケアシステムの強化（高齢者支援G）	（高齢者支援G）地域ケア会議などで、事例や地域の課題を検討し、解決を図ることで、地域包括ケアシステムの深化を図っている。 同圏域の鈴鹿市とも協議をしながら亀山市なりの仕組みを構築していく。	（地域包括連携G）・福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を22回開催し、認知症サポーターを596人養成した。 ・認知症等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター等の相談窓口の周知や見守りシール事業等について周知した。	（地域包括連携G）・認知症サポーター養成講座について、福祉委員等の特定の方だけでなく、身近に認知症の親族等がいない人など、受講者を広げる必要がある。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていることについて、更なる周知が必要である。	（地域包括連携G）・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等を対象とした受講機会を設ける。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていること（見守りシール事業等）について、更なる周知が必要である。
			(1)~③-2		2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	・障害者総合相談支援事業（精神保健担当者連絡会） ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築	（高齢者支援G）地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていること（見守りシール事業等）について、更なる周知が必要である。 （障がいの者支援G） あい担当者の変更により精神保健分野への対応がより可能となった。医師をはじめとする支援者等との連携をさらに図っている。	（障がいの者支援G） 年6回の精神保健担当者連絡会を開催し、現状の共有等を行いながら顔の見える関係を作った。	（障がいの者支援G） 個別ケースの対応や連絡会等を通じて保健所や各市担当職員、精神科病院、訪問看護ステーションの看護師等との連携を更に進めていく必要がある。	（障がいの者支援G） 今後も連絡会等集まる機会を活用し、各専門職等とのつながりを強化していく。
④障がいのある人の家族支援										
			(1)~④-1	障がいの福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。	1 家族の負担軽減 支援制度や障がいの福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	・障がいの者児の家族を支援する制度の周知	総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を周知していく。	（障がいの者支援G） 個別支援を進める過程で家族支援の視点をもち対応にあたっている。また必要な支援やサービスについても適宜提案できている。	（障がいの者支援G） 利用できるサービスや制度等は変更することも多く、日々最新の情報を持っておく必要がある。	（障がいの者支援G） 総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を共有する仕組みを考えていく。
			(1)~④-2		2 家族のレスパイト支援 障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。		広報やHPで、総合相談支援センターあいの窓口や障がいの福祉サービスの周知を行う。	（障がいの者支援G） 個別支援を進める過程で家族支援の視点をもち対応にあたっている。また必要な支援やサービスについても適宜提案できている。	（障がいの者支援G） 利用できるサービスや制度等は変更することも多く、日々最新の情報を持っておく必要がある。また、相談支援専門員（計画相談）の立場や経験等により提案できるサービスにはどうしても偏りが見られる。	（障がいの者支援G） 総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を共有する仕組みを考えていく。
(2)障がい児支援体制の確保（計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52）										
			①療育体制の充実							
			(2)~①-1	保健・医療・障がいの福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がいの児の支援体制の充実が図られています。	1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいの児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し巡回相談、CLMのしくみを活用し充実を図ります。	・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討	・集団での適応や個別のニーズに対応できるよう、子どもとその家族を対象とした相談事業を行う。 ・保育所、幼稚園等と連携し巡回相談を行うことで、発達等に配慮が必要な子どもへの支援の充実を図る。 ・CLM方式を活用し、子どもに対する支援を実施するとともに、保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者を対象とした研修も実施する。	（子ども支援G）一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を検討した集団療育相談を、6回実人数4人に行った。 保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的なアドバイスを行うなど園における指導力の向上を図った。 みえ発達障がい支援システムアドバイザー2名を配置し、CLM方式を活用した保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。	（子ども支援G）就学前のすべての障がいの児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、相談・支援体制のさらなる充実を図る必要がある。	（子ども支援G）集団での適応や個別のニーズに対応できるよう、子どもとその家族を対象とした相談事業を行う。 ・保育所、幼稚園、認定こども園等と連携し、巡回相談を行うことで、発達等に配慮が必要な子どもへの支援の充実を図る。 ・CLM方式を活用し、子どもに対する支援を実施するとともに、保育士を対象とした研修を実施し、発達支援に関する専門性の向上に努める。また、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者を対象とした研修を実施することで、家での環境を整えていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-①-2		2 児童発達支援機能の強化 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。	・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討	これまで培ってきた発達支援体制を活かし、こども家庭センターが中心となり、新たに開設される児童発達支援センターをはじめ地域の児童発達支援事業所等とともに、児童発達支援連絡会議(仮称)を設置し、情報交換や地域課題を話し合い連携を強化してい。	(子ども支援G)地域の児童発達支援事業所と児童発達支援センター等とのさらなる連携を図るため、児童発達支援事業所担当者連絡会を開催し、共有の課題について情報交換を行った。	(子ども支援G)地域全体で、児童発達支援体制に求められる中核機能を提供できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。	(子ども支援G)これまで培ってきた発達支援体制を活かし、こども家庭センターが中心となり、地域の児童発達支援事業所等とともに、児童発達支援事業所担当者連絡会にて情報交換や地域課題を話し合い連携を強化してい。
			(2)-①-3		3 切れ目のない支援体制づくり 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に切れ目のない支援が引継がれるよう支援体制の強化を図る。 ・相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。子ども支援G	(子ども支援G)心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:605件)	(子ども支援G)障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を継続する必要がある。	(子ども支援G)・相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・園長会議等を通じて、関係部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。	
②医療的ケア児の支援の充実										
			(2)-②-1	医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。	1 医療的ケア児等の資源の拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。	・【新】小児在宅連携会議 ・にじいるネット5市連携研究会開催(障がい者支援G) ・医療的ケア児の日中一時支援事業提供加算制度(障がい者支援G)	看護師の不足も含め、課題をにじいるネット5市連携研究会等で共有していく。	(障がい者支援G)研究会に出席し圏域内の専門職等との情報共有を図った。2月に事務局として開催する予定だったが衆院選投票日と日程が重なり令和8年度へ延期となった。	(障がい者支援G)病院、市町、民間事業者それぞれの役割、強みを知り連携することが重要である。	(障がい者支援G)開催事務局として打合せを兼ね、進めるなど、できる役割を進めていく。
			(2)-②-2		2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいるネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	・にじいるネット5市連携研究会開催(障がい者支援G) ・にじいるネットへの参加(母子保険G、子育てサポートG、子ども支援G)	引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。(保育サポートG)	(障がい者支援G)研究会に出席し圏域内の専門職等との情報共有を図った。2月に事務局として開催する予定だったが衆院選投票日と日程が重なり令和8年度へ延期となった。	(障がい者支援G)今後の開催に向けて事務局や市担当者等とも準備、打合せをしていく。	(障がい者支援G)今後の開催に向けて事務局や市担当者等とも準備、打合せをしていく。
			(2)-②-3		3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・医療的ケア児関係者会議の開催(子育てサポートG) ・障がい児支援事業(子ども総務G)	医療的ケア児をサポートする看護師の確保が難しくなっており、新たな人材確保策の検討を行い、安定した受け入れ態勢の確保を図る必要がある。子ども総務G 引き続き、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等について、必要な環境整備やその支援を行っていく(保育サポートG)	(保育サポートG)年度途中の医療的ケア児の増加により、早急な対応を要したが、看護師不足に対応するため、訪問看護ステーションへの委託により看護師確保を行った。また、保育所等において、医療的ケア児及び障がい児を受け入れるための環境整備に係る財源を確保できた。	(保育サポートG)今後も増加する医療的ケア児への対応のため、看護師確保が必要である。また、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等については、必要に応じて環境整備等を行う必要がある。	(保育サポートG)看護師確保策の検討を行うとともに、引き続き、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等について、必要な環境整備やその支援を行っていく。
			(2)-②-4		4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所におけるコーディネーターの配置を促進します。		計画相談等に対して、相談部会などでコーディネーターの資格取得等を促していく。	(障がい者支援G)コーディネーターの役割が分かりにくいことから相談支援専門員への依頼、養成が進んでいない。	(障がい者支援G)個別支援の中で主治医や家族、訪問看護、病院ケースワーカー等との連携でできてしまっている現状があり、配置について見直す必要もある。	(障がい者支援G)関係者同士で協議し、課題の整理をしていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			③子育てを支援する受入体制の整備							
			(2)-㉓-1	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入れ体制の充実に図ります。		引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。(保育サポートG)	(子ども総務G)放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置(加配)した際の運営費を補助した。	(子ども総務G)障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。	(子ども総務G)引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。
			(2)-㉓-2	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。		・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進める。 ・CLM方式を活用した支援を市内公立全国にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。子ども支援G	(子ども支援G)・「にじいろのーと」の配布99冊 ・みえ発達障がい支援システムアドバイザー2名を配置し、CLM方式を活用した保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。 ・KUKSプログラムの活用3人。 (研究推進G)切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。	(子ども支援G)・「にじいろのーと」の活用について、積極的に周知していく必要がある。 ・CLM方式を活用した支援を継続する全園にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園・認定こども園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。 (研究推進G)引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進める。	
			④特別支援教育の充実							
			(3)-㉔-1	発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。	1 特別支援教育の充実 「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子どもの個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別支援教育推進事業(教育研究G)	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。	・(研究推進G)特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	(研究推進G)保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校へと、支援情報を確実に引継いでいくことが求められている。	・(研究推進G)引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(3)-㉔-2		2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・個の学び支援事業 ・特別支援教育推進事業(教育研究G) ・都市公園へのインクルーシブ遊具導入に係る懇談会のコーディネート(障がい者支援G)	引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。	(研究推進G)特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	(研究推進G)全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	(研究推進G)引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			(3)-㉔-3		3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、にじいろのーとの活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。	・「にじいろのーと」を活用した関係機関との連携(子ども支援G) ・青少年自立支援事業(社会教育G)	・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を図り、支援を引き継いでいく。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 (研究推進G)切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を各校に周知し、各関係機関との連携し支援を引き継いだ。	(社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 (研究推進G)「にじいろのーと」の活用を推進するとともに、関係機関との連携を強化することが求められる。	(社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 (研究推進G)引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、関係機関と連携し、卒業後の進路先等へも支援を引き継いでいく。

基本 目標	実 施 目 標	施 策 方 向	取組 番 号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
3 自立した生活のできる体制づくり										
(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)										
①就労準備支援の充実										
	(1)-①-1	就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。		1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。	・職場実習事業(障がい者支援G)	より効果的に働く場を提供できるよう実習施設、就労継続支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの連携を進めていく。	(障がい者支援G) 就労継続支援事業所が増えたこともあり、働く機会が比較的確保されるようになってきていることもあり、市施設での実習生受入れの機会が作れず成果には至らなかった。ハローワークの呼びかけにより障がい者就職面接会を共催し6社の協力、21名の参加を得た。	(障がい者支援G) 適正な財政支出の観点から、より実効的な予算執行となるよう、制度のあり方を考える必要がある。	(障がい者支援G) より効果的に働く場の情報を提供できるよう就労継続支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの連携を進めていく。	
	(1)-①-2	2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。		2 障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G)	・障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G)	・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。	(商工業振興G)・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。 (障がい者支援G) 総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間163件の支援を行った。	(商工業振興G)・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。 (障がい者支援G) あいの協力のもと、その都度の状況を把握し、必要な支援につなげていただく。	(商工業振興G)・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。 (障がい者支援G) その時々状況を把握し、必要な支援に求めている。	
	(1)-①-3	3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。		・障がい者差別解消支援検討部会における協議等(障がい者支援G)	・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。	(商工業振興G)・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。 (障がい者支援G) 亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	(商工業振興G)・関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。 (障がい者支援G) 合理的配慮については機会を見つけて発信し続けていく必要がある。	(商工業振興G)・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。 (障がい者支援G) イベント等機会を見つけて合理的配慮に対する啓発を続けていく。		
②雇用の場の確保										
	(1)-②-1	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。		1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・障害者優先調達推進法による物品等の調達	庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庶務担当の意識によって左右されると見受けられる。庁内への制度の周知方法を検討したい。	(障がい者支援G)調達方針を策定し、障害者就労施設等から優先的に物品調達を行うことを庁内に呼びかけ、推進した。	(障がい者支援G)事業所で提供できる物品が限定的でうまくマッチングできない。予算削減で必要最小限の調達に変更となり、発注機会が減っている。	(障がい者支援G)庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庁内への制度の周知や調達の実践例を提供するなどして推進する。	
	(1)-②-2	2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。		2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。	・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。	(商工業振興G)事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び支援策の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。 (障がい者支援G)ハローワークと面接相談会を共催し6社の協力、21名の参加、4名の内定を得た。	(商工業振興G)一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。 (障がい者支援G)鈴鹿市での開催となっていたが、市内でも開催することとしたところ、市内事業所や移動に課題のある対象者が参加できた。	(商工業振興G)障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。 (障がい者支援G)8年度以降も継続して開催していく。	
	(1)-②-3	3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい者に配慮した環境で障がい者があっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。		3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい者に配慮した環境で障がい者があっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所創業支援事業	庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庶務担当の意識によって左右されると見受けられる。庁内への制度の周知方法を検討したい。	(障がい者支援G)新たな参入事業者は、既存の事業者への調達を推進した。	(障がい者支援G)部署、庶務担当の意識による差がある。予算編成時からの優先調達の意識づけが必要。	(障がい者支援G)庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庁内への制度の周知や調達の実践例を提供するなどして推進する。	
	(1)-②-4	4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。		4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・【新】農福連携の取組 ・農山漁村振興交付金(農福連携事業) (例:福祉農園等整備支援事業、農福連携支援事業)(農林政策G)	積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。	(農林政策G)なし	(農林政策G)情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。また、市内で農福連携を行う福祉事業所にどのような支援が行えるのかを検討する。	(農林政策G)農福連携による新たな雇用機会の創出について積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所や農福連携の取り組みを希望する。	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)-②-5		5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	亀山市職員障がい者活躍推進計画(人事給与G)	・亀山市職員障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者が働き続けることができる環境整備に努める。 ・令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。	(人事給与G)障がい者を対象とした就職面接会に参加する等、障がい者の採用活動を積極的に行った。	(人事給与G)年間を通じて法定雇用率を達成できるよう、障がい者が働き続けることのできる環境整備に努める必要がある。	(人事給与G)法定雇用率が令和8年7月1日から3%に引き上げられることから、計画的な職員の採用に取り組んでいく。
③就労定着に向けた支援										
			(1)-③-1	障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。	1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整を行う就労定着支援サービス、事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	・障害者自立支援給付事業	引き続き、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、支援を行い、就労定着支援の利用の促進も進めていく。	(障がい者支援G) ハローワークと面接相談会を共催し6社の協力、21名の参加、4名の内定を得た。	(障がい者支援G) 鈴鹿市での開催となっていたが、市内でも開催することとしたところ、市内事業所や移動に課題のある対象者が参加できた。	(障がい者支援G) 8年度以降も継続して開催していく。
			(1)-③-2		2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・障害者総合相談支援事業(就労支援)、障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G) ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省)の活用	障害者就職説明会のような就職希望者と雇用者をつなぐ催し等を開催していきたい。	(障がい者支援G) 一般就労については障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉就労については、就労継続支援A型およびハローワークと連携し、支援を行った。	(障がい者支援G) 市内で展開する事業所が多くなく、通勤が課題となり積極的な就職活動につながらないことも多い。	(障がい者支援G) 直接話を聞く機会を持ち、就職や企業に意欲が持てる仕掛けを考えていく。
(2)自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68)										
①障がい福祉サービスの充実										
			(2)-①-1	個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。	1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・地域生活支援事業 ・障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業による安定的・継続的な障がい福祉サービス提供の確保(障がい者支援G)	既存のサービスの見直しや新たなサービス創設の検討を進め、施策を実際にすすめていく。	(障がい者支援G) 日常生活用具の給付など申し出に合わせで検討したほか、申請方法も統一した。	(障がい者支援G) 過去のサービス提供や利用量についての判断基準があいまいであり根拠を持った整理、判断が必要。	(障がい者支援G) 相談支援専門員等の協力を得ながら必要なサービスが結びつくよう検討していく。
			(2)-①-2		2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・コミュニケーション支援事業(障がい者支援G) ・障がい者差別解消支援検討部会での議論	DXの観点で、より便利で効率的・合理的な方法等があるか、費用対効果も含め検討する。	(障がい者支援G) あいの委託法人変更により、相談予約が電話等のほかオンラインでもできるようになった。手話でのやり取りが必要な方に対しタブレットを配置し相談者、手話通訳士、市職員との3者通話ができるようにした。	(障がい者支援G) タブレット配置は今後も啓発できる余地があるが、手話通訳士である会計年度職員との信頼関係もできてきており出勤日に合わせて来所される方も多い。	(障がい者支援G) 効果がある反面、筆談等でも十分に伝えられる方も多く、定期的な費用対効果の検証が必要である。
			(2)-①-3		3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて、県難病相談支援センターにつなげ適切な支援の提供を図ります。		難病に関わる制度は変化・変更があるため、都度整理していく必要がある。	(障がい者支援G) 鈴鹿保健所が作成している難病患者のための地域資源情報等を活用し、難病患者の問い合わせ等について、説明や他機関への案内を行った。	(障がい者支援G) 難病についての知識・ノウハウは十分ではなく、都度三重県等に確認し対応している。	(障がい者支援G) 難病に関わる制度は変化・変更があるため、都度整理していく必要がある。
			(2)-①-4		4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。	・【新】地域生活支援拠点整備事業(障がい者支援G)	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。	(障がい者支援G) 現在の障害福祉サービスの改正をふまえ、地域生活支援拠点整備の検討をし、市内法人への説明会を行った。	(障がい者支援G) 事業に協力いただける法人が3者のみであり、担当者との会議を重ねつつ、算入される法人を募っていく必要がある。	(障がい者支援G) 担当者会議を開催し実際のケースについて掘り下げて考えるなど課題を見つけて解消していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進							
			(2)-②-1	環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせ、障がいのある人が積極的に社会に参加する姿がみられます。	1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がいの視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。	【新】亀山駅周辺整備事業	事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し			
			(2)-②-2		2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・民間住宅借上げ事業	引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。	(住まい推進G)借上型市営住宅の事業計画の審査基準である「亀山市借上型市営住宅の採用基準」には、住戸の基準としてバリアフリーに配慮するよう規定しており、事業者には可能な範囲で対応を求めている。 令和7年度に事業計画を採用した借上型市営住宅についても、手すりの設置など、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に準じた仕様となるよう事業者に求めた。	(住まい推進G)バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は、一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、市が事業者を支払う借上料及び入居者が負担する住宅使用料(家賃)が高くなる傾向がある。	(住まい推進G)バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮による建築コスト増や、それに伴う借上料・住宅使用料の増額も考慮に入れながら、引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。
			(2)-②-3		3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。	・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく特定施設新築等協議申請の進達 ・点字ブロック破損等修理 ・東野公園へのインクルーシブ導入に係る懇談会開催	・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。(道路保全G) ・高齢化社会に伴いユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備を持続していく必要がある一方で、該当エリアの将来予測を含めた人口動態や周辺道路等の道路利用状況なども視野に入れて整備を進めていく必要がある。(道路整備G)	(市街地整備G)・開発行為で帰属を受ける公園について、特定施設新設等協議申請の進達を行った。(1件) (道路保全G)既存道路については定期的に点検を実施し、点字ブロックの破損1箇所の修繕を行った。 (道路整備G)・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められた道路整備基準に基づき事業を進めている川合9号線について、用地測量及び用地交渉を実施した。	(市街地整備G)・公園の更新については、部分的ではなく、一体的に整備していく必要がある。 (道路保全G)既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 (道路整備G)・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、実施計画に基づき事業を進め、できる限り早く提供することが望ましいが、その財源となる国の交付金が要求どおりに配分されない傾向が続いており、計画どおりに整備を進めるのが難しくなっている。	(市街地整備G)・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 (道路保全G)引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。また、点字ブロックをあらかじめ備蓄し、早期対応に備えた。 (道路整備G)・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、財源となる国の交付金の確保に努め、計画的な整備を推進する。
			(2)-②-4		4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組みます。	・ホームページ情報発信事業(広報G) ・障がい福祉に係る広報媒体におけるアクセシビリティの向上(障がい者支援G)	各ページの新規作成及び更新作業の際、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、その対処方法を担当部署と情報共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当は変更することから、職員研修などの機会を通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。	(広報G)市ホームページの基本操作とウェブアクセシビリティについて、ウェブアクセシビリティガイドライン(令和5年4月策定)に基づき、職員研修(5/8・9)を実施し、ホームページの操作方法や当該ガイドラインの内容を共有することで、ウェブアクセシビリティの向上を図った。また、各ページの新規作成や更新時には、内容に不適切な点があればその都度改善を行い、誰が必要な情報にアクセスできるよう対応した。	(広報G)引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届けるため、庁内職員に対して、ウェブアクセシビリティガイドラインの周知を進めるとともに、既存ページの内容を適切に更新するなど、継続的な取り組みが求められる。	(広報G)各ページの新規作成及び更新作業の際には、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合、その対処方法を担当部署と共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当が変わることを踏まえ、職員研修の機会を活用し、継続的にウェブアクセシビリティの向上に取り組む。
			(2)-②-5		5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。		イベント等を通じた図書館利用の促進と「しずかなへや」の活用を推進する。 関係部署との連携を強化し、バリアフリーサービスの認知度向上と定着に努める。	(図書館)点字付きの寄贈図書等を展示することで、視覚障がい者向けコーナーの充実を図り、利用しやすい環境を整えた。 また、出張図書館の実施を通じて、電子図書館をはじめとする各種サービスの普及啓発を行った。さらに、神辺小学校4年生を対象としたユニバーサルデザインの調べ学習の出前教室を行い、児童が図書資料を手がかりに身の回りの工夫に気付きを深められるよう支援した。加えて、イベント「Light it Up Blue みえトークセッション」の報告会を通して、情報発信を行った。あわせて、録音図書「山鳩文庫」の蔵書を拡充し、視覚障がい者の読書環境の改善を図った。	(図書館)バリアフリー関連資料の利用促進のため、情報発信や利用案内の充実を進めていく必要がある。 また、地域で行われるイベントやSNS等の多様な手段を積極的に活用し、より幅広い層に向けて効果的に情報を届ける取り組みが必要である。	(図書館)イベント等を通じた図書館利用の促進を図るとともに「しずかなへや」の活用を進めていく。 また、関係部署との連携を強化し、バリアフリーサービスの認知度向上と定着に努める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			③防災・安全対策の充実							
			(2)-③-1	防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。	1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。	・広報広聴事業 ・行政出前講座	地域が主催する防災訓練等に、障がい者の方々が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を行っていく。	(防災安全G)総合防災訓練において地域主体の避難訓練を行うにあたり、避難行動要支援者の参加を前提とした事前調整を進めた。また、訪問看護ステーションの訓練支援を行った。	(防災安全G)雨天のため避難訓練が実施できなかったことで実践的な検証が行えず、課題把握が十分にできなかった。	(防災安全G)引き続き、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認や障がい特性を踏まえた訓練など、避難行動要支援者を想定した訓練を促進していく。
			(2)-③-2		2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	・避難行動要支援者対策事業(名簿の維持・向上)	名簿の更新手続をマニュアル化し、迅速に更新していく。(福祉総務G) ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進める。(高齢者支援G)	(福祉総務G)避難行動要支援者名簿の更新作業を行い、民生委員に配布した。 (防災安全G)訪問看護ネットワークおよび地域ケア会議との連携を図るとともに、防災情報の伝達手段の整備を進めた。 (地域包括連携G)避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成に向けた準備・検討を行った。	(福祉総務G)名簿は、避難行動要支援者の同意を得たうえで、名簿作成を行うため、更新作業に数か月を要する。 (防災安全G)個々の特性に応じた避難先・避難方法の検討が必要であり、避難先の基盤整備も対応が求められる。 (地域包括連携G)防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。	(福祉総務G)名簿の更新手続をマニュアル化し、迅速に更新していく。 (防災安全G)県福祉部局、医療部局等と連携した、個々の特性に応じた避難要領を検討していく。 (地域包括連携G)防災部局と必要に応じて連携する。
			(2)-③-3		3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。	・防災資機材・備蓄品充実事業 ・福祉避難所使用協定	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議するとともに、各種研修会に積極的に参加し、福祉避難所開設・運営のノウハウの習得や、課題の把握等に努める。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)台風の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況(受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等)を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。 鈴亀地区老人福祉施設協会主催の福祉避難所開設・運営訓練に参加し、知識の研鑽に努めた。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議するとともに、各種研修会に積極的に参加し、福祉避難所開設・運営のノウハウの習得や、課題の把握等に努める。
			(2)-③-4		4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	・福祉避難所使用協定	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)台風の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況(受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等)を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。 福祉避難所は高齢者施設なので、障がい者を受け入れるノウハウがない。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する。
			④権利擁護対策の充実							
			(2)-④-1	成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。	(仮称)法福連携ネットワーク協議会の運営	市内の金融機関と金融分野の情報を市と共有する協定について協議を進めていく。(福祉総務G) 成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)成年後見制度等の制度利用が必要と思われる方について、社会福祉協議会の相談窓口に繋いだ。 (障がい者支援G)令和7年度途中より担当変更することとなった。社会福祉協議会の協力を得ながら2か所の金融機関を訪問、実状についての聞き取りを行った。	(地域包括連携G)成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する必要がある。 (障がい者支援G)認知症や精神症状によるトラブルなど金融機関としての困りごとはあるものの個人情報保護のため相談できないことも多いと聞き取る。	(地域包括連携G)成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、社会福祉協議会とともに広く周知する。 (障がい者支援G)関係づくりを続け、家族等からの相談などにつながるよう進めていく。
			(2)-④-2		2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。	成年後見サポート事業	市や社会福祉協議会に相談があった際には、わかりやすく制度説明を行い、必要な方に対して、制度の利用に繋げていく。(福祉総務G) 中核機関や障がい者部門と協力し、制度についての周知や連携した対応が行えるよう取り組み。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)高齢者の成年後見制度について、申立費用助成2件、報酬費用助成9件を行った。	(地域包括連携G)成年後見制度の利用促進について、申立費用助成2件、報酬費用助成9件を行った。	(地域包括連携G)対象者の制度利用に部門と協力し、制度についての周知や連携した対応を行ったが、更なる対象者の制度利用に繋げるため、周知啓発及び関係機関との連携を強化していく必要がある。
			(2)-④-3		3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・日常生活自立支援事業(障がい者支援G)	成年後見制度も含めて、制度への不理解や不信を緩和できるような周知啓発を行っていく。具体的には、HP等での周知やセミナーの実施を継続していく。	(障がい者支援G)社会福祉協議会等とともに成年後見セミナーを開催し市民を中心に194名が参加した。	(障がい者支援G)作成したエンディングノートを活用し、制度よりも相続、終活についてのテーマであり市民の満足度は得られた。	(障がい者支援G)引き続き年1回のセミナー開催を進めていく。

基本 目標	実 施 目 標	施 策 方 向	取組 番 号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-④-4		4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G・高齢者支援G) ・障害者総合相談支援事業(基幹相談中心)	虐待事案について、関係機関と連携を図ると共に、必要に応じて三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから助言を受けるなど、困難事例の解決に向けて取り組んでいく。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)虐待事案について、厚労省から示されたマニュアルを基に、各ケースの状況に応じて必要な関係機関と連携して対応し、虐待を受けた方の保護・権利利益の擁護、並びに養護者の支援に当たった。また、三重県高齢者・障がい者虐待防止チームに専門的知見を得た。 (障がい者支援G)前年度からの事案の改善計画に沿ったモニタリングや施設での経済的虐待対応を県担当等と進めた。	(地域包括連携G・障がい者支援G)各ケースに応じた迅速適切な対応が求められるが、専門的知見を有する人材が不足している。また、養護者が抱える問題が多岐にわたるため、各関係機関との連携をとる必要がある。	(地域包括連携G・障がい者支援G)虐待事案について、関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて三重県高齢者・障がい者虐待対応チームから助言を受けるなど、複雑なケースの解決に向けて取り組む。